



中村会計だより 11・12月

消費税率引き上げと軽減税率

平成29年4月に予定されていた消費税率の10%への引き上げと軽減税率制度の導入は平成31年10月1日から実施されます。

1年後に迫った消費税率引き上げと軽減税率（対象品目）また施行日前後の取引と適用税率についてまとめてみます。

1. 税率の引き上げ

消費税は、国税である消費税と地方税である地方消費税を合わせて8%あるいは10%ですが、同じ8%でも現行の税率と平成31年10月1日以後適用となる軽減税率の8%では内訳が異なりますので注意が必要です。

	現行	H31.10.1から	
		軽減税率	標準税率
合計	8%	8%	10%
消費税（国税）	6.30%	6.24%	7.80%
地方消費税	1.70%	1.76%	2.20%

2. 軽減税率の対象

軽減税率の対象は次の2つです。

酒類及び外食サービスを除く飲食料品の譲渡

定期購読契約に基づく新聞

軽減税率の対象となる飲食料品とは、食品表示法に規定する食品を指しますが、酒税法に規定する酒類と外食サービスとして行われる役務の提供は除きます。

類似した物品なのに取り扱いが異なるものの例は次の通りです。

食品表示法に規定する飲食料品に該当する（軽減税率）8%	食品表示法における飲食料品には該当しない（標準税率）10%
生きている魚介類	生きている牛、豚、鳥等
ミネラルウォーター	水道水
かき氷や飲料に用いられる氷	ドライアイスや保冷用の氷
特定保健用食品、栄養機能食品、健康食品、美容食品	医薬品、医薬部外品、再生医療等製品
栄養ドリンク風の清涼飲料水	医薬部外品である栄養ドリンク
食品添加物としての金箔、重曹	食品添加物ではない金、重曹
ペットの餌として与えられる食品表示法上の飲食料品	人が食べることを予定していないペットフード
人の食用に供されるもみ	種もみ
おやつや製菓の材料等に用いられるかぼちゃの種等	栽培用として販売される果物の苗木、種子
みりん風調味料	本みりん、料理酒
ビール風ノンアルコール飲料、甘酒	ビール、発泡酒



テイクアウトは食品の販売となりますが、ケータリングや出張料理等は食品の販売には当たりません。しかし、有料老人ホーム等で行われる食事の提供や学校給食は、一定金額以下であれば軽減税率の対象になります。

持ち帰りか店内飲食かの判断がつきにくい場合には、顧客の意思を確認して決めます。販売時に顧客が「持ち帰り」と言ったものは軽減税率が適用され、その後、気が変わって店内で飲食したとしても標準税率が適用され、差額の消費税を徴収されることはありません。

裏面につづく・・・

3. 工事の請負等の税率に関する経過措置

消費税法上、資産の譲渡等として認識される時期は・・・

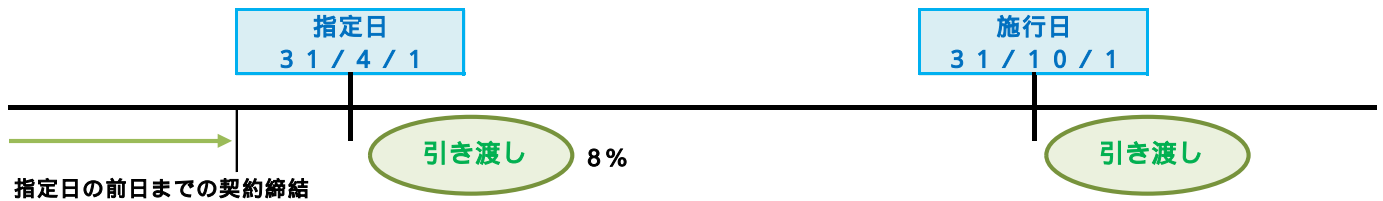
物の引き渡しを要する請負契約である場合は、目的物の全部を完成して引き渡した日

物の引き渡しを要しない請負契約である場合は、約した役務の提供の全部を完了した日

とされています。原則として目的物の全部を完成して引き渡した日が平成31年9月30日以前であれば8%、平成31年10月1日以後であれば10%が適用されます。しかし、請負契約は、契約の成立から完成、引き渡しまで長期間を要するのが通常であるため経過措置が設けられています。

平成31年4月1日を指定日とし、**指定日前に締結した工事や製造の請負契約については、その契約にかかる譲渡が平成31年10月1日以後であっても、旧税率（8%）を適用します。**

工事の請負契約に関する経過措置



- (注意1) 経過措置の適用を受ける場合には、その相手方に対して経過措置の適用を受けた旨を書面により通知する必要があります。
- (注意2) 指定日の前日までに契約し、施行日以後にその工事に着手した場合であっても、本経過措置の適用を受ける。
- (注意3) 課税売上について経過措置の適用を受ける場合であっても、その工事のために行った課税仕入れについては、課税仕入れごとに適用する税率を判断する（施行日前の課税仕入れであれば旧税率、施行日以後の課税仕入れであれば新税率適用）。
- (注意4) 経過措置が適用される工事について、指定日以後に対価の額が増額された場合には、その増額部分については、この経過措置は適用されない。

第16回 中村会計事務所経営支援セミナー

平成30年10月16日（火） アクトシティ浜松 楽器博物館・研修交流センター6階62研修交流室にて開催致しました。

今回は大きく2つのテーマを取り上げました。1つは**知らないと損をする「中小企業に対する国の施策」**。具体的には、減税や補助金、事業承継支援について『中小企業支援施策等に関する最新情報』を当事務所 監査部長の森下雅文より、その後『DVD講座:「いま」を未来へとつなぐ事業承継～将来への備えはできていますか～』を視聴していただき、当事務所監査部第4課課長 奥村訓充より『**Q & A 特例事業承継税制**』の解説を致しました。

もう1つは**経理事務省力化による「生産性向上」と業績管理機能の活用による「黒字化の実現」**です。経営管理のIT化はここ数年で格段に進み、身近で利用しやすく進化しています。こちらは(株)TKC 浜松SCGサービスセンター 丹野宏亮様より**TKCシステムの便利な機能、新しいサービス、金融機関との関係強化、信頼性向上のためのTKCモニタリング情報サービス**等の説明をしていただきました。

また地元金融機関の**TKC会員と顧問契約を結んでいる事業者向けの金融商品**（諸条件あり）についてもご紹介していただきました。

残念ながら今回ご参加いただけなかった方は監査担当者までお気軽にお問い合わせください。

